

# (仮称)池子の森自然公園基本計画

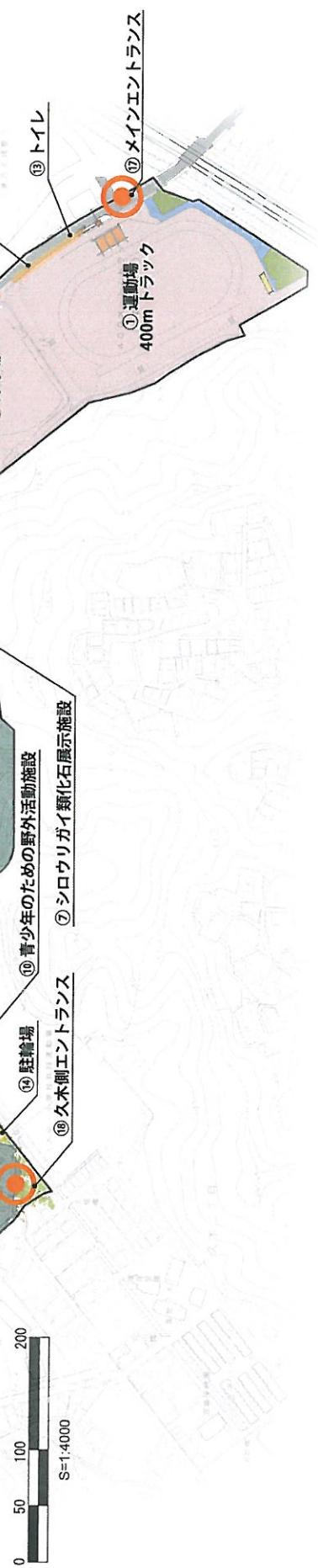
平成 25 年3月

逗子市

## (仮称)池子の森自然公園マスター・プラン

### ■ 施設リスト

- ① 運動場 400m トラック
- ② 野球場
- ③ 少年野球場
- ④ テニスコート
- ⑤ 池子遺跡群資料館・公園管理事務所
- ⑥ 文化財展示収蔵施設 (新設)
- ⑦ シロウリガイ類化石展示施設 (新設)
- ⑧ ドッグラン (新設)
- ⑨ アーチェリー場 (新設)
- ⑩ 青少年のための野外活動施設 (新設)
- ⑪ 芝生広場
- ⑫ 子ども遊び広場 (新設)
- ⑬ トイレ (新設)
- ⑭ 駐車場・駐輪場
- ⑮ 休憩所
- ⑯ 散策路
- ⑰ メインエントランス
- ⑱ 久木側エントランス
- ⑲ 池
- ⑳ 森林



## 一目次一

はじめに.....	1
1. 計画概要.....	2
1) 目的.....	2
2) 計画地.....	2
3) 計画のフロー.....	3
2. 現状把握.....	4
(1) これまでの経緯.....	4
(2) 自然環境.....	5
1) 自然環境の概要.....	5
2) 地形.....	6
3) 水系.....	7
4) 緑地.....	8
5) 植生.....	9
6) 公園緑地.....	11
(3) 人文環境.....	12
1) 文化・歴史.....	12
2) 学校、公共施設、文化財(寺社).....	13
3) 避難場所.....	14
4) 交通(アクセス).....	15
(4) 計画敷地の調査.....	16
1) 計画敷地の現況.....	16
2) 敷地現況写真.....	18
3. 基本計画.....	19
(1) 基本計画(コンセプト).....	19
1) 基本方針.....	19
2) ゾーニング.....	21
3) 動線計画.....	23
(2) 施設計画.....	25
1) 運動施設.....	25
2) 池子遺跡群資料館、文化財展示収蔵施設.....	25
3) 公園管理事務所.....	26
4) 青少年のための野外活動施設.....	26
5) 子ども遊び広場.....	27

6) アーチェリー場.....	27
7) ドッグラン.....	27
8) 芝生広場、池及び小川.....	28
9) 散策路.....	28
10) 駐車場、駐輪場.....	29
11) その他の公園施設.....	29
(3) 基本計画図 .....	30
4. 図面集 .....	32

## はじめに

この「(仮称) 池子の森自然公園基本計画」は、逗子市民にとって、かけがえのない財産である“池子の森”を敷地に含む公園の整備計画です。

これまで数十年にわたり人の手が入っていない貴重な樹林地を保全しながら、自然にふれあうため、また、運動場 400m トラックをはじめとする既存の施設を有効に活用していくため、公園としての整備・利用について検討し、計画としてまとめました。

計画の策定に当たっては、2012 年（平成 24 年）7 月に、「(仮称) 池子の森自然公園整備検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、関係する所管職員がメンバーとなり、この計画の基本的な考え方をまとめました。

この計画では、(仮称) 池子の森自然公園が、既存の運動施設、池子遺跡群資料館、広場、緑地などを活用し、市民にとってかけがえのない財産である池子の森に調和した公園となること、そして、逗子市の自然や歴史を後の世代に引き継いでいく公園となることを目指しています。



(仮称)池子の森自然公園敷地

## 1. 計画概要

### 1) 目的

本計画は、在日米海軍池子住宅地区及び海軍補助施設内の一  
部土地約40ヘクタール（以下、「計画地」という。）を、池子の森の豊かな自然を守りながら、市民が憩える公園として整備することを目的とします。

### 2) 計画地

① 所在地 : 逗子市 池子・久木

② 面積 : 約40ヘクタール

③ 区域区分 : 市街化調整区域

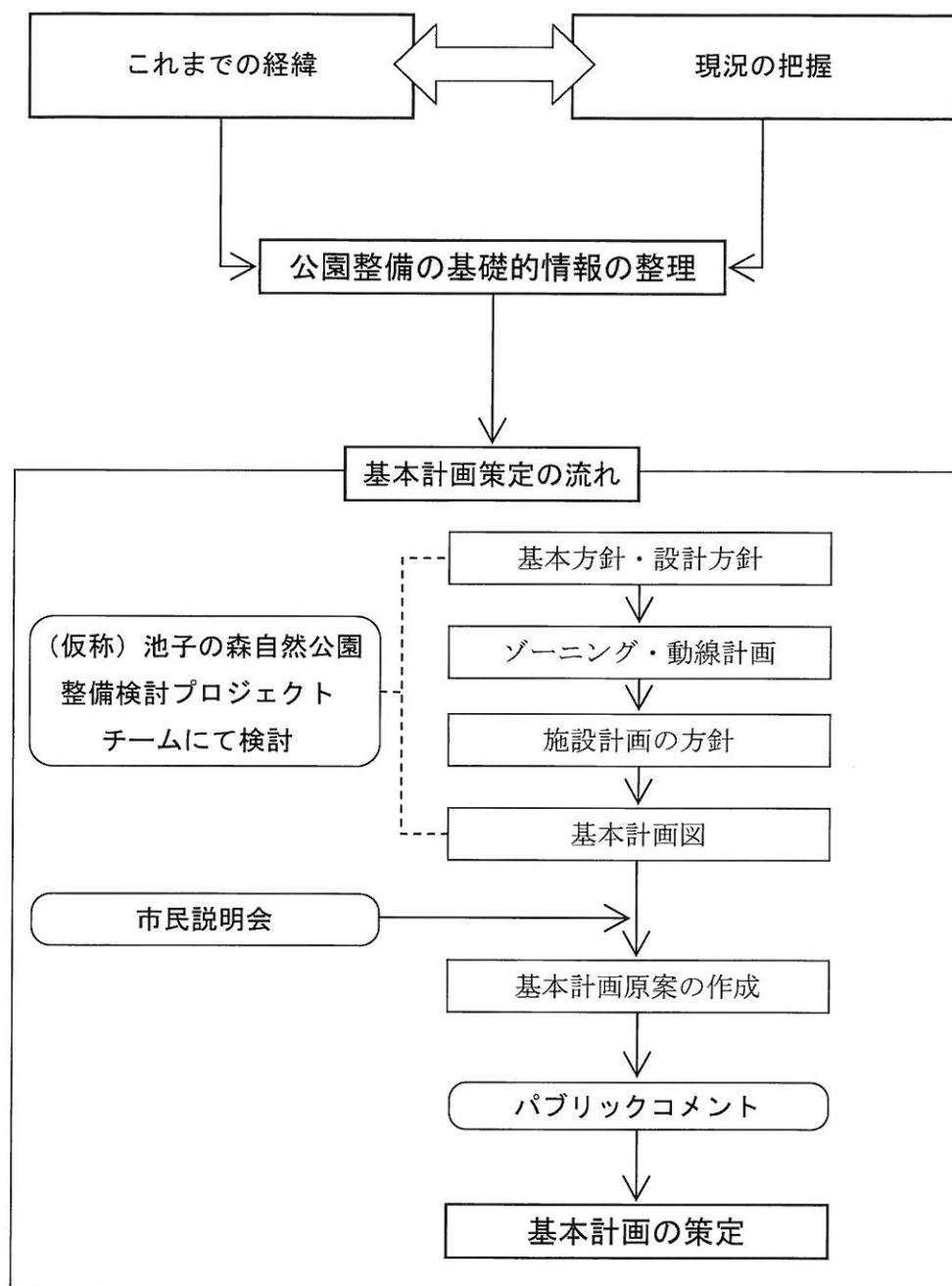
④ 敷地内の主な既存施設

: 運動場400mトラック（防災調整池を兼ねる）、野球場、少年野球場、テニスコート、シロウリガイ類化石展示施設、池子遺跡群資料館、キャンプ場、駐車場ほか

⑤ 案内図



3) 計画のフロー



## 2. 現状把握

### (1) これまでの経緯

「池子住宅地区及び海軍補助施設」(以下、「米軍家族住宅地」という。)は、約 252 ヘクタール、逗子市の面積の約 14.5 パーセントにおよびます。昭和 12 年には、旧日本海軍により強制買収され、第二次世界大戦終了後は、米軍の弾薬庫として使用されてきました。市民は、縁豊かなこの土地を「池子の森」と呼び、公園用地として、その全面返還を強く求め、昭和 57 年に国から示された米軍家族住宅建設設計画を巡っては、市民を二分した激しい反対運動があるなど、池子の森をめぐる逗子市の歴史は、返還運動、反対運動の歴史と言っても過言ではありません。

そうしたことを経て、平成 6 年、逗子市は苦渋の決断の末、緑地保全への配慮を条件に、854 戸の住宅建設を受け入れ、平成 8 年から米軍家族の入居が始まりました。

住宅建設受け入れ後も、逗子市は、返還後の池子の森を緑地公園として整備することを想定した「(仮称) 池子緑地公園基本構想」(平成 20 年) を策定するなど、池子の森の全面返還を国や米軍に求め続けてきました。

こうした中、平成 22 年 9 月の日米合同委員会において、「池子米軍家族住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約 40 ヘクタールの返還協議は継続することとし、返還までの間、逗子市と共同使用する」ことが承認されました。

これにより、市民の悲願である返還への道筋が示され、共同使用の実現、そして、共同使用地での公園開園に向けた国や米軍との協議が始まりました。

市では、共同使用地での公園開園の検討にあたり、まず、平成 23 年 2 月に「池子住宅地区及び海軍補助施設内の一土地の共同使用にかかる土地利用検討報告書」を作成し、土地利用の視点や土地利用案を検討しました。

そして、平成 24 年 7 月には府内に(仮称) 池子の森自然公園整備検討プロジェクトチームを設置し、極力現状を活かした公園とすべく、公園整備の基本的な考え方や施設の配置などについて検討を進めました。

その後、市民の皆様からの意見等を踏まえ、このたび「(仮称) 池子の森自然公園基本計画」を策定したものです。

注釈 1：日米合同委員会 = 日米地位協定に関する日米両政府間の協議機関

2：日米地位協定 = 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

3：共同使用 = 日米地位協定に基づいて日本国政府の認可を受け、在日米海軍施設である「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地を逗子市が都市公園として一時使用（共同使用）するもの

## (2) 自然環境

### 1) 自然環境の概要

計画地を含む池子の森一帯は、多摩丘陵が三浦丘陵へと続く地域にあり、首都圏においても比較的良好な緑地が残されています。池子の森の北には、横浜市金沢自然公園の森、南東には神武寺・鷹取山・二子山、さらに三浦丘陵で最も標高が高い大楠山（241m）へと続いています。これらの横浜市南部から葉山町、横須賀市に広がる緑地は、大都市に近いこともあり、自然を求めて多くの人々が一年を通じて訪れています。

また、計画地内の樹林は、旧日本海軍による接收前までは、地域の人たちにより里山として利用されていましたが、現在では接收後約80年間にわたり、人の手が加えられなかった二次林となっています。この樹林は、自然林への遷移過程にあり、そのため他の地域では見られないような巨木化した落葉樹など、逗子市内の他の樹林とは異なる、比較的自然度の高い林相が見られます。このようなことからも、市民にとって貴重な緑地であると言えます。

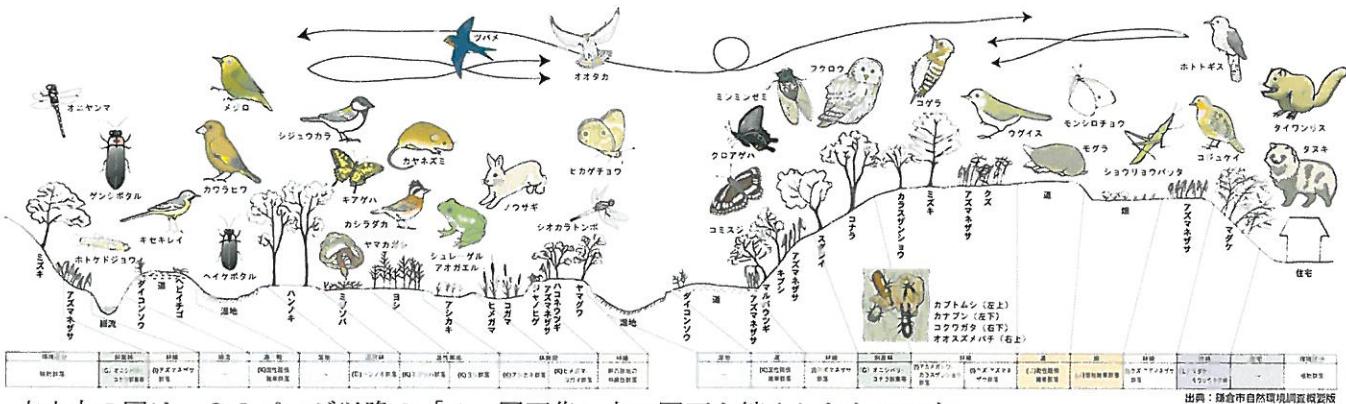
具体的には、尾根部にはスダジイを中心とする常緑広葉樹林、尾根の斜面部には、タブ林やイロハモミジーケヤキ林、さらにオニシバリーコナラ林などの二次林が発達しています。特に、三浦半島では数少ないイロハモミジーケヤキ林がよく発達しています。

こうした自然林や二次林は、逗子市内だけでなく、関東地方にはあまり類を見ない自然回復地として重要であると考えられます。

さらに、動物にとっても重要な場所となっています。哺乳類5種、鳥類109種、昆虫類807種、クモ類117種、両生類2種、爬虫類11種などが生息しており、中でも鳥類は、逗子市全体で観察されている142種に対して、計画地では75%以上の109種が観察されています。（1987年（昭和62年）横浜防衛施設局：環境影響予測評価書）これは、水辺、草地、森の藪、常緑広葉樹、広い森など、計画地の中に多様な環境が存在することで、多様な生き物の生息環境が形成されていると言えます。

このように、計画地の自然環境は非常に貴重で重要であるため、公園整備にあたっては、この自然環境にできるだけ影響を与えることのないよう、公園利用と自然環境保全とのバランスを考えながら、必要な整備を行うことが大切であると考えます。

#### ■計画地域を代表する谷戸の生物と生息環境：



本文内の図は、32ページ以降の「4. 図面集」内の図面を縮小したものです。

詳細については、「4. 図面集」内でご確認ください。

## 2) 地形

計画地では、逗子市を含む三浦半島北部に、特徴的な丘陵地に谷地形が複雑に入り組んだ地形が見られます。標高は最高点が 74.3m、最低点が 3.1m（運動場 400m トラック）となっています。

計画地は、尾根によって分けられた 3 つの大きな谷部から成っています。

西側の谷は、計画地の更に奥まで続く大きな谷で、最大幅は約 100 メートルになり、池や小川が存在しています。

中央の谷は、奥行き約 300 メートル、幅約 30~40 メートルとなっています。トンネル西側のこれら 2 つの谷は、久木中・小学校共同運動場付近で一体となり、久木地区の市街地がある谷部へと続きます。

他方、トンネル東側の谷は、運動場 400m トラック、野球場、テニスコート、池子遺跡群資料館などが所在する開けた谷となっており、池子川へと続きます。

これらの谷を分ける尾根部（丘陵部）は、谷から約 45°（縦、横 1 : 1 勾配）の急斜面となっており、谷部から尾根に上ることは困難となっています。（図-1 参照）

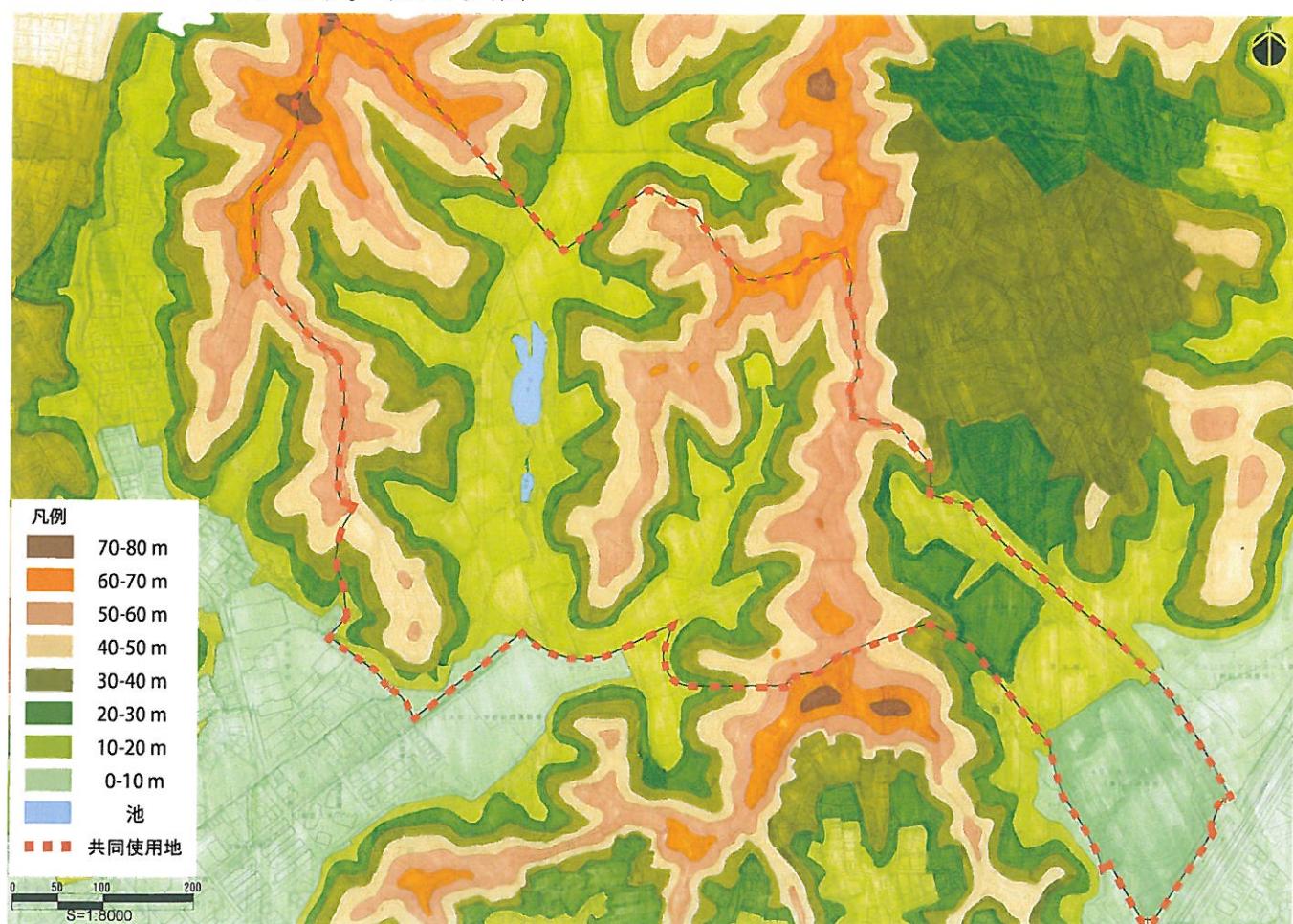


図-1 地形

### 3) 水系

計画地のほぼ中央を南北に走る尾根（トンネルによって分けられる尾根）を境に、東西 2 つの水系から構成されています。

西側の谷部では、小川と池があり、久木側の上流域になっています。この流れは、久木中・小学校共同運動場北側を流れ、久木地区を通って久木川を経て田越川へと注がれています。

トンネルの東側は、明確な自然の小川は見られませんが、排水溝によって集められた雨水が池子川へと流れます。計画地内の運動場 400m トラックは調整池の機能を有し、大雨時に池子川の氾濫を防ぐために流量を調整して、米軍池子住宅地区内から池子川へ排水します。（図-2 参照）

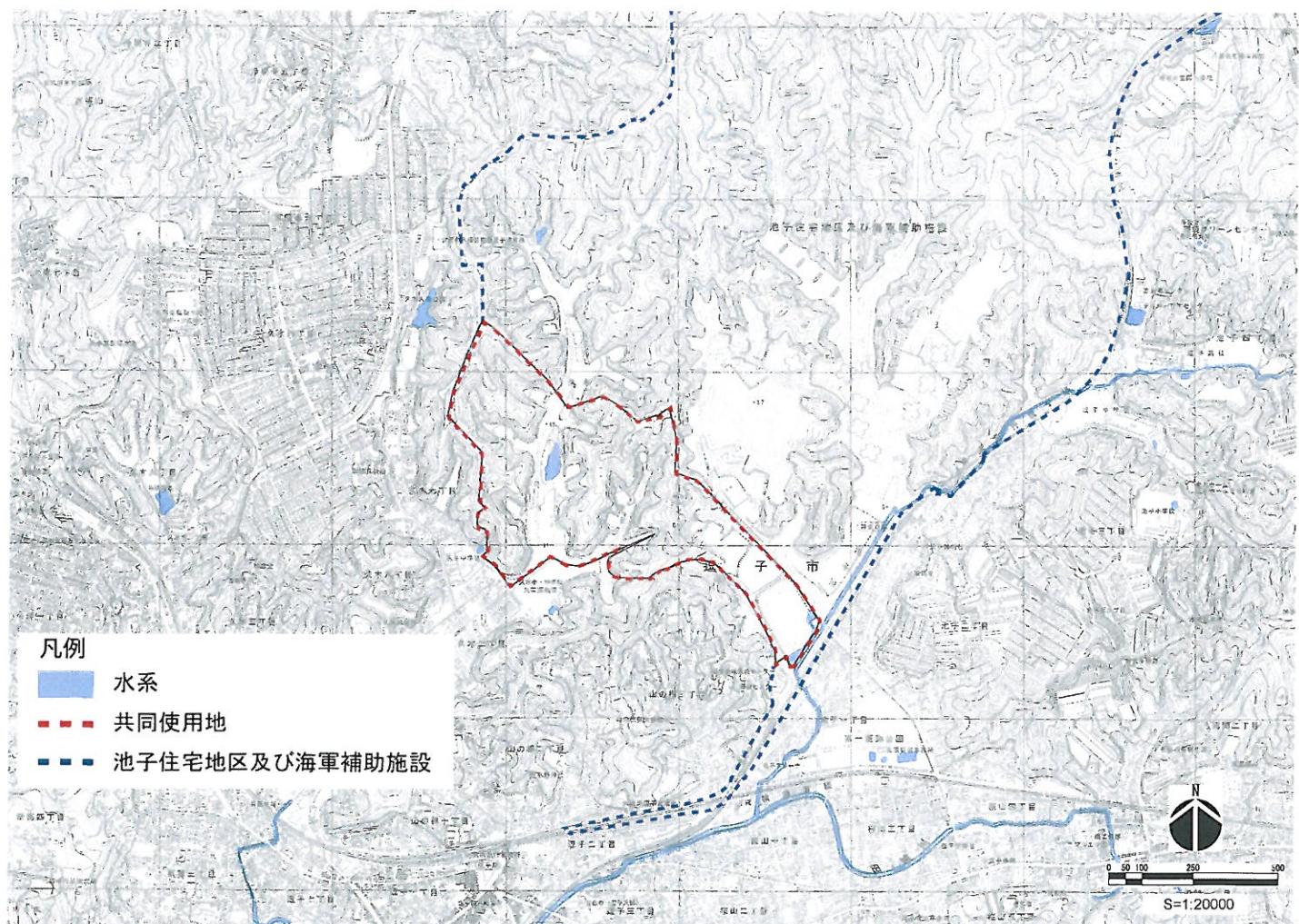


図-2 水系

#### 4) 緑地

計画地は、約 75%が森林に覆われた緑豊かな場所です。計画地内の森林（緑地）は主として尾根部に分布しています。

しかしながら、計画地周辺では、谷部や丘陵地の宅地造成が進み、丘陵地の一部斜面に緑が残るのみとなり、計画地の緑地は周辺環境の状況からも貴重なものであると言えます。

計画地の緑地は、横浜市南部から米軍家族住宅地内の緑地に連なる広大な緑地の一部分となっています。

のことからも、計画地の緑地は、三浦半島北部の生態系を維持する上でも重要な緑地であると考えられます。（図-3 参照）



図-3 緑地

## 5) 植生

計画地は、主としてヤマザクラーコナラ群集やオニシバリーコナラ群集に覆われており、この地域の典型的里山の植生を構成しています。市街化の影響で計画地周辺の緑地の1カ所当たりの面積が小さくなる傾向がある中で、計画地の緑地を含む米軍家族住宅地の緑地が広範囲に保全されていることは、生態系を守ることにおいて非常に重要であると考えられます。また、計画地内には、谷部の一部にイロハモミジーケヤキ群集が分布しています。このような多様な植生を保全することも、生態系にとって重要であると考えられます。久木川に連なる谷戸部は、1971年の調査ではアズマネザサーススキ群集となっていますが、現在では主として日常的に管理される芝生が中心となっています。また、谷部の池では葦が繁茂し、水鳥の恰好の棲息環境となっています。これらの植生と合せて、草地の植生の多様性を増し、様々な地形との関係を考慮しながら、適切に保全・維持管理していくことにより、多様な生態系を実現できると考えられます。(図-4-1、図-4-2 参照)

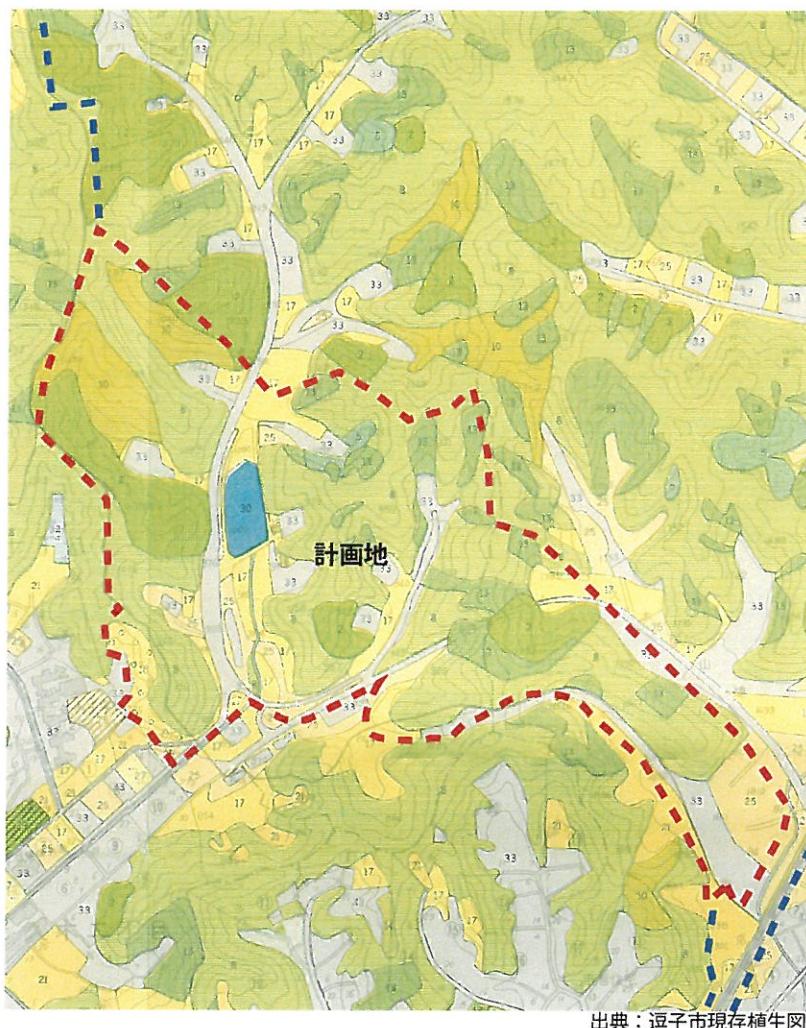


図-4-1 計画地の植生



## 6) 公園緑地

逗子市内には、海沿いの大崎公園、披露山公園、盧花記念公園などと、山側の久木大池公園、第一運動公園、桜山中央公園などをはじめ、地区公園、近隣公園、街区公園、風致公園など合わせて 77 の都市公園が整備されています。

計画地は、この中でも最大の面積となる約 40 ヘクタールの総合公園として整備するものです。

計画地周辺に整備されている公園では、東南約 300 メートルに第一運動公園（地区公園）が位置しています。面積は約 5.5 ヘクタールで、逗子市の公園の中で最も大きな公園の一つです。第一運動公園には、野球場、テニスコート、弓道場、プールなどの施設があり、計画地の運動場、400m トラック、野球場、テニスコートと合わせた一体的な運用が可能となります。

計画地の北西には久木大池公園（近隣公園、約 1.7 ヘクタール）が隣接しています。現在は計画地との境界にフェンスがあり行き来できませんが、将来、返還された際には、久木大池公園との連携により逗子市の公園ネットワークをより一層強化することが考えられます。

計画地を公園として整備することで、市民が日常的に利用する街区公園、近隣公園、地区公園および風致保全を目的とした風致公園と合わせて、逗子市の都市公園はより多様な市民ニーズに応えられることが期待されます。（図-5 参照）

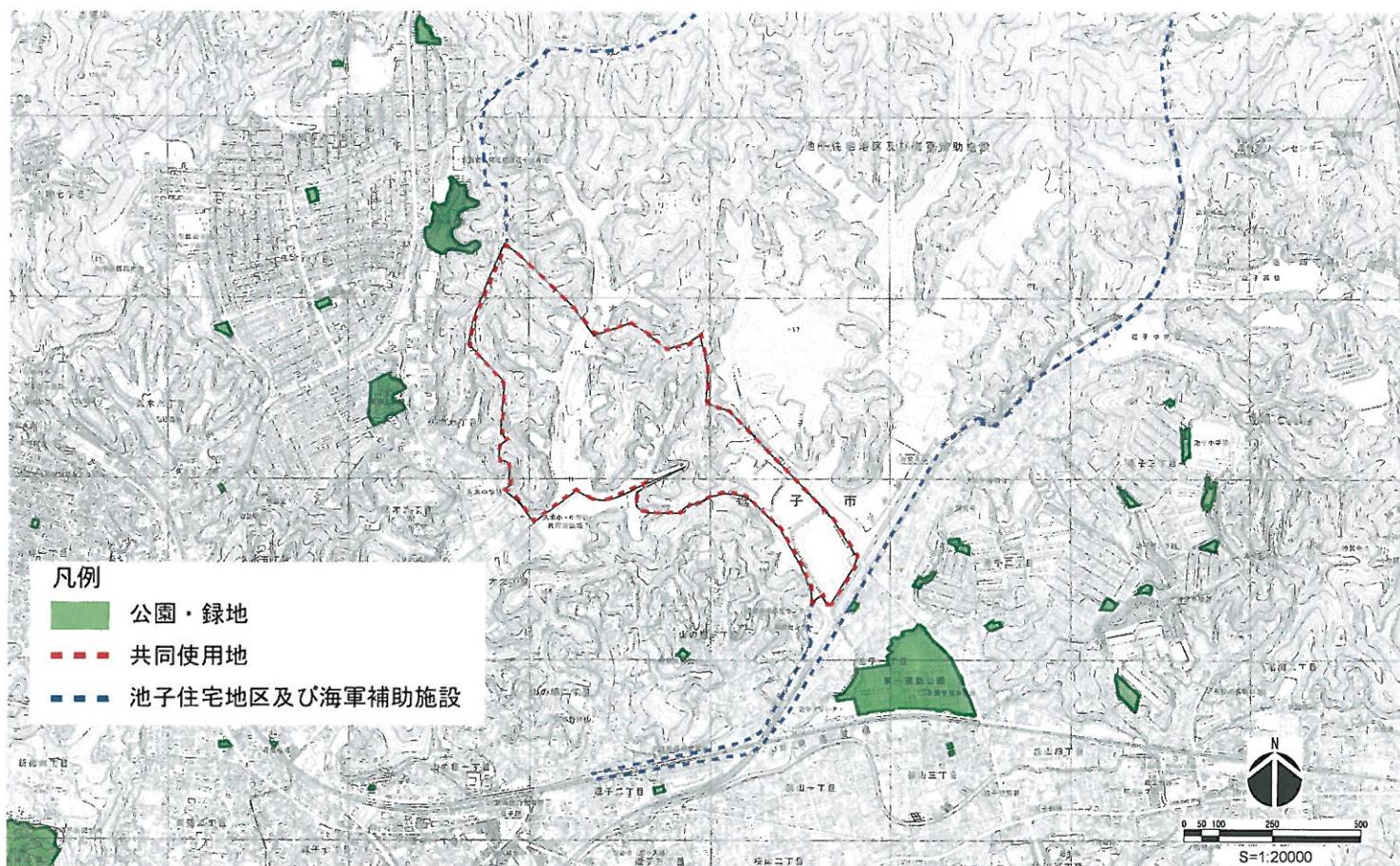


図-5 公園緑地

### (3) 人文環境

#### 1) 文化・歴史

計画地周辺では、米海軍家族住宅建設に伴う発掘調査が行われ、古くから人間の営みが行われていたことが明らかになっています。

旧石器時代から縄文時代にかけては、石器や土器の破片が少量出土するのみで、具体的な生活の様相はわかりませんが、弥生時代になると、谷戸に沿って流れる川の周辺で、堅穴住居、掘立柱建物、溝、墓などが見つかり、川を中心とした人々の暮らしづりがうかがえます。

弥生時代の川の中からは、土器や石器、骨角製品とともに、ふつうは腐りやすい木製の農耕具などが多く出土しました。その中には製作途中の未製品も多く、豊かな森と水が得られる当地で木製品が生産されていたと考えられます。なお、木製品を中心とする遺物は、神奈川県重要文化財に指定されています。

古墳時代にも、多くの堅穴住居址、掘立柱建物址、溝のほか、四角い墳丘のまわりに溝をめぐらせた方形周溝墓が確認されています。

奈良・平安時代にも多数の遺構遺物が見つかっていますが、特徴的なものとして、和同開珎（寶）や鏡、木製の靴や馬の鞍などのほか、位をもつ人が着用した帶金具、墨書き土器なども見つかっており、この時代の池子には、官人あるいはかなり有力な農民層が住んでいたと考えられます。

鎌倉時代以降も、建物址や井戸址、溝状遺構などが、比較的暮らしやすい山裾の小高い部分を中心に見つかっており、以後、近世から近代の旧日本帝国海軍による接收まで、当地が連綿とした生活の場であったことがわかっています。

また、計画地内からは、約 440 万年前と考えられるシロウリガイ類化石が見つかりました。現生のシロウリガイは、水深 1,000 メートルほどの深海域に生息しており、生きた化石と呼ばれています。当地は、深海で形成された地層が長い年月の間にプレートの動きに伴う地殻変動によって隆起してできたもので、シロウリガイ類化石は、生物学的にも地質学的にも重要な資料です。

## 2) 学校、公共施設、文化財(寺社)

### 学校

計画地のメインエントランス側(東側)の池子地区には池子小学校、逗子中学校、逗子高校が立地しています。また、計画地の西側の久木地区には、久木小学校、久木中学校、聖和学園などの学校が立地しています。

### 公共施設

計画地の東側には、逗葉地域医療・保健センター、逗子アリーナ、池子会館などの施設が、西側には、久木会館などの公共施設が立地しています。

### 文化財(寺社)

計画地周辺には数多くの寺社が分布しており、長年に渡る住民生活の営みがあると思われます。(図-6 参照)

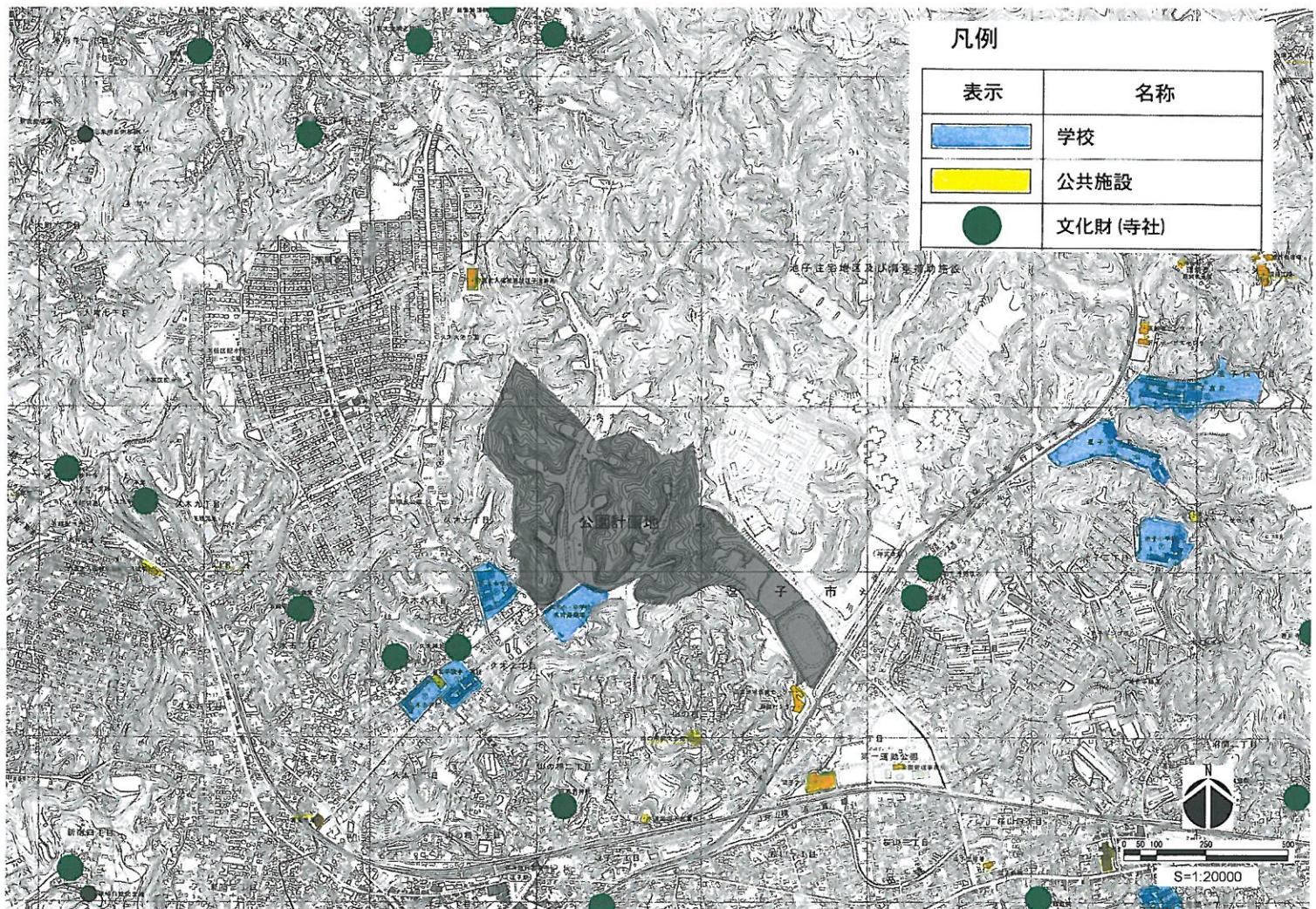
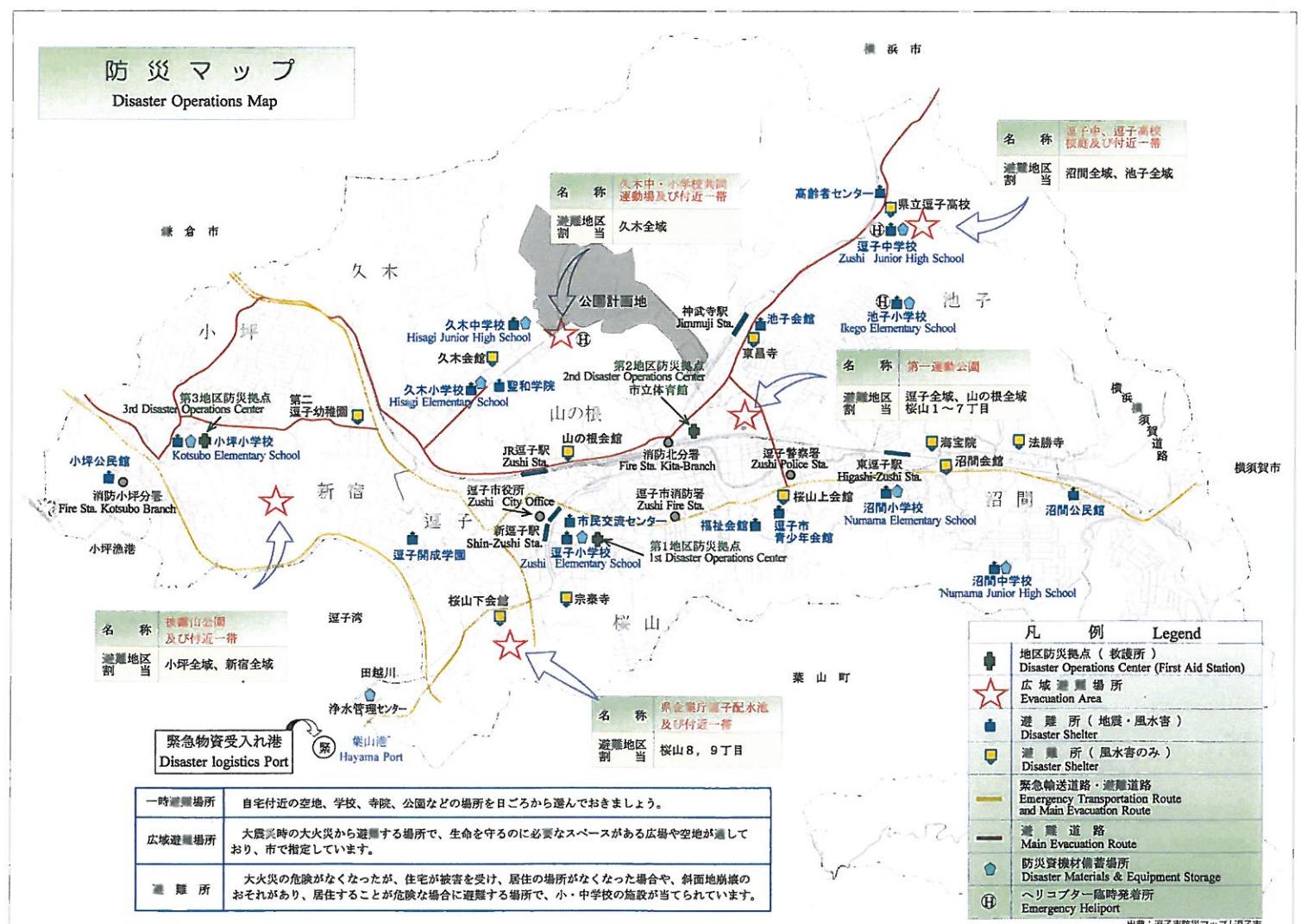


図-6 学校、公共施設、文化財(寺社)

### 3) 避難場所

計画地の一部及び隣接する久木中・小学校共同運動場は、久木地区全域の広域避難場所に指定されています。近隣の第一運動公園も、逗子地区と山の根地区全域及び桜山1～7丁目の広域避難場所に指定されています。

また、計画地に隣接して逗葉地域医療・保健センターが立地しており、計画地の約 40 ヘクタールの面積を合わせて考えると、計画地は災害発生時には、逗子市全域を対象とした救援・救助活動拠点としての活用も考えられます。(図-7 参照)



## 図-7 防災マップ

#### 4) 交通(アクセス)

計画地のメインエントランスへは、市道桜山 75 号によりアクセスします。市道桜山 75 号は、第一運動公園へのアクセス道路にもなり、計画地と第一運動公園の連携上重要な道路になります。また、市道桜山 75 号は、池子十字路にて都市計画道路 3.4.3 と交差し、逗子市全域及び鎌倉市、横須賀市などの隣接市にも繋がります。

鉄道は、計画地の南東部に接して京浜急行電鉄逗子線が走り、神武寺駅がメインエントランス（東側）から約 500 メートルの距離に位置しています。JR 逗子駅及び京急新逗子駅はメインエントランス（東側）から約 1,200 メートルの距離に位置しています。

バスは、池子十字路バス停がメインエントランスから約 150 メートルの距離に位置しており、JR 逗子駅及び京急新逗子駅からのバスが通っています。（図-8 参照）

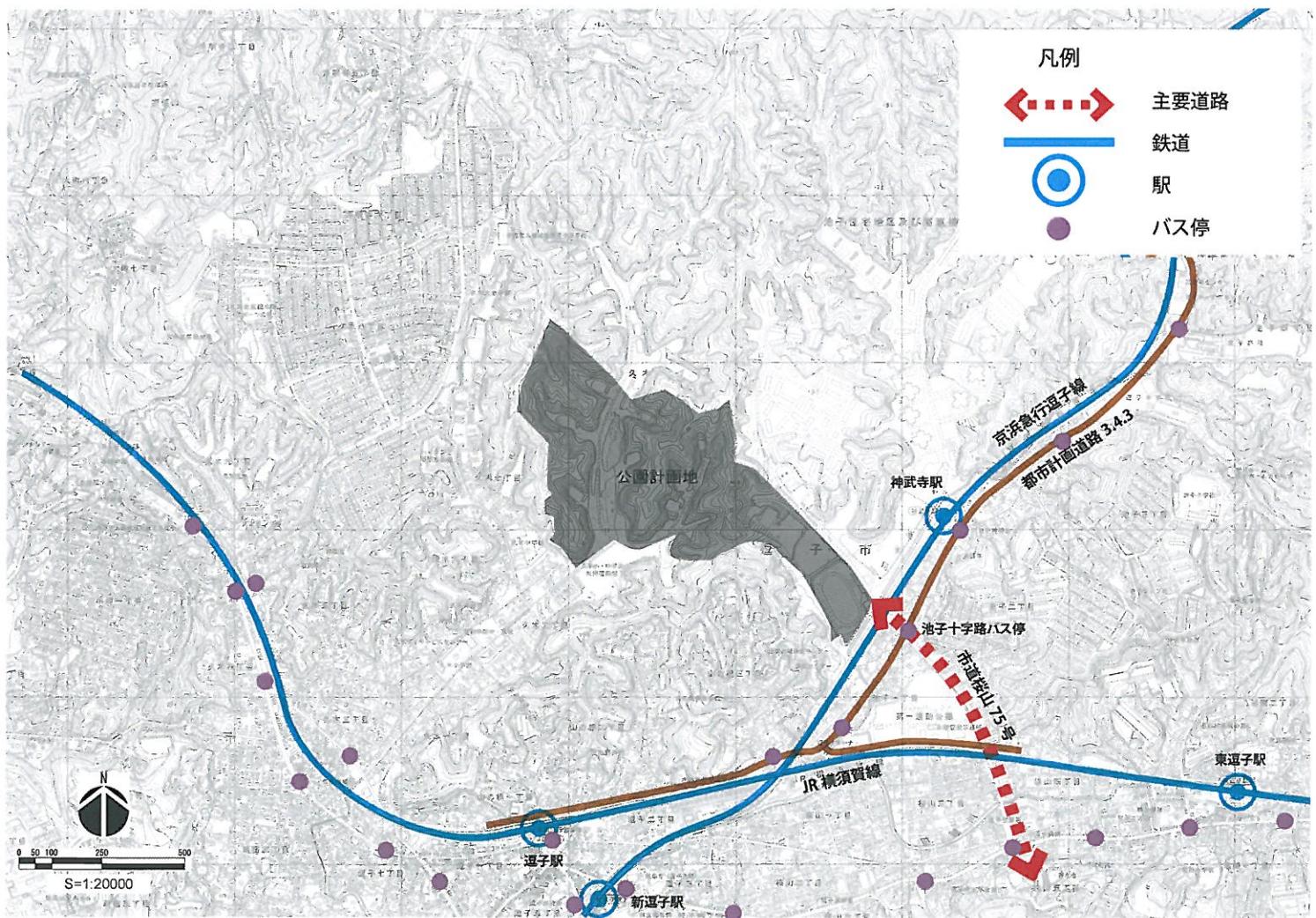


図-8 交通(アクセス)

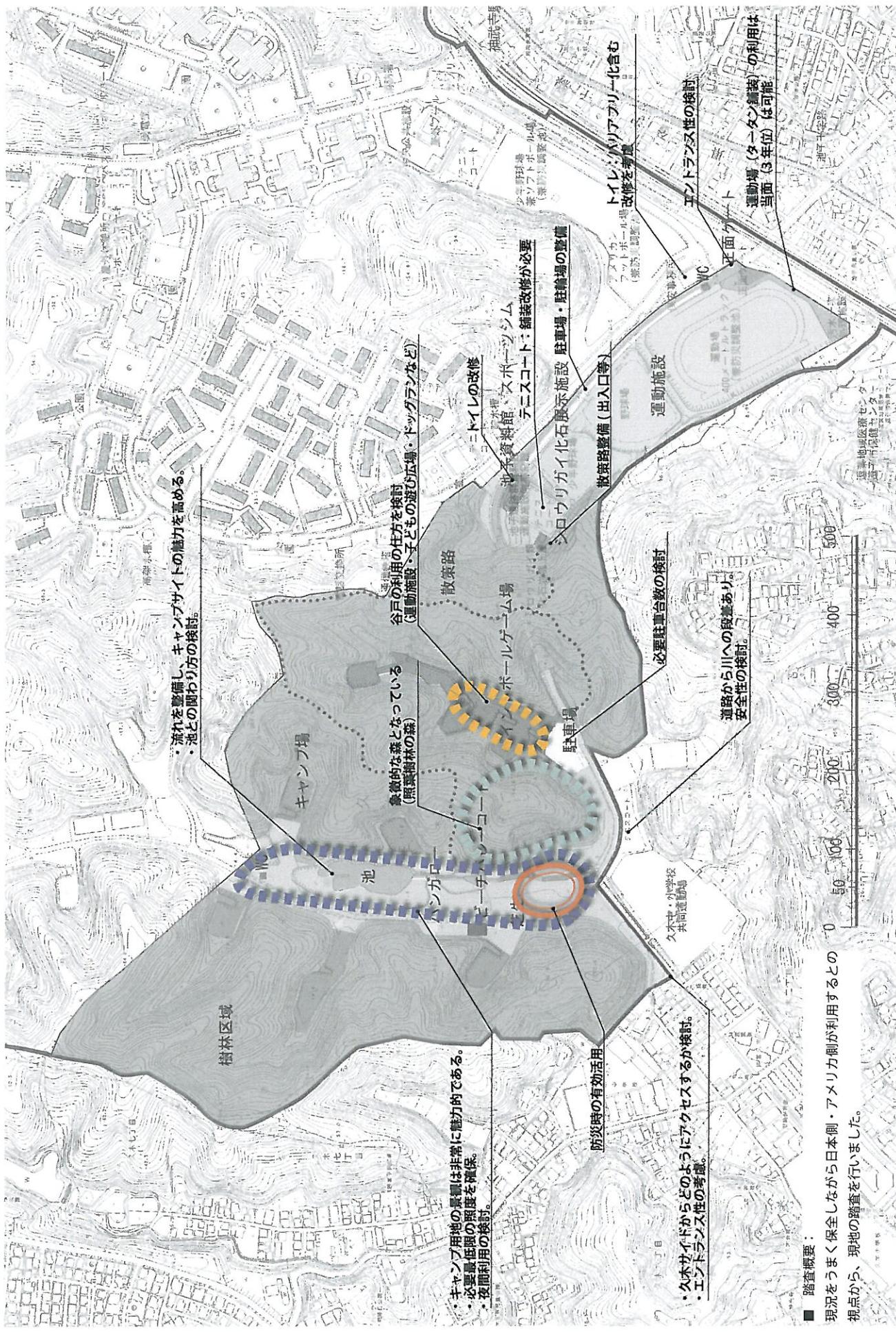
#### (4) 計画敷地の調査

##### 1) 計画敷地の現況

所在地 逗子市池子・久木  
面積 約 40 ヘクタール  
区域区分 市街化調整区域  
既存施設

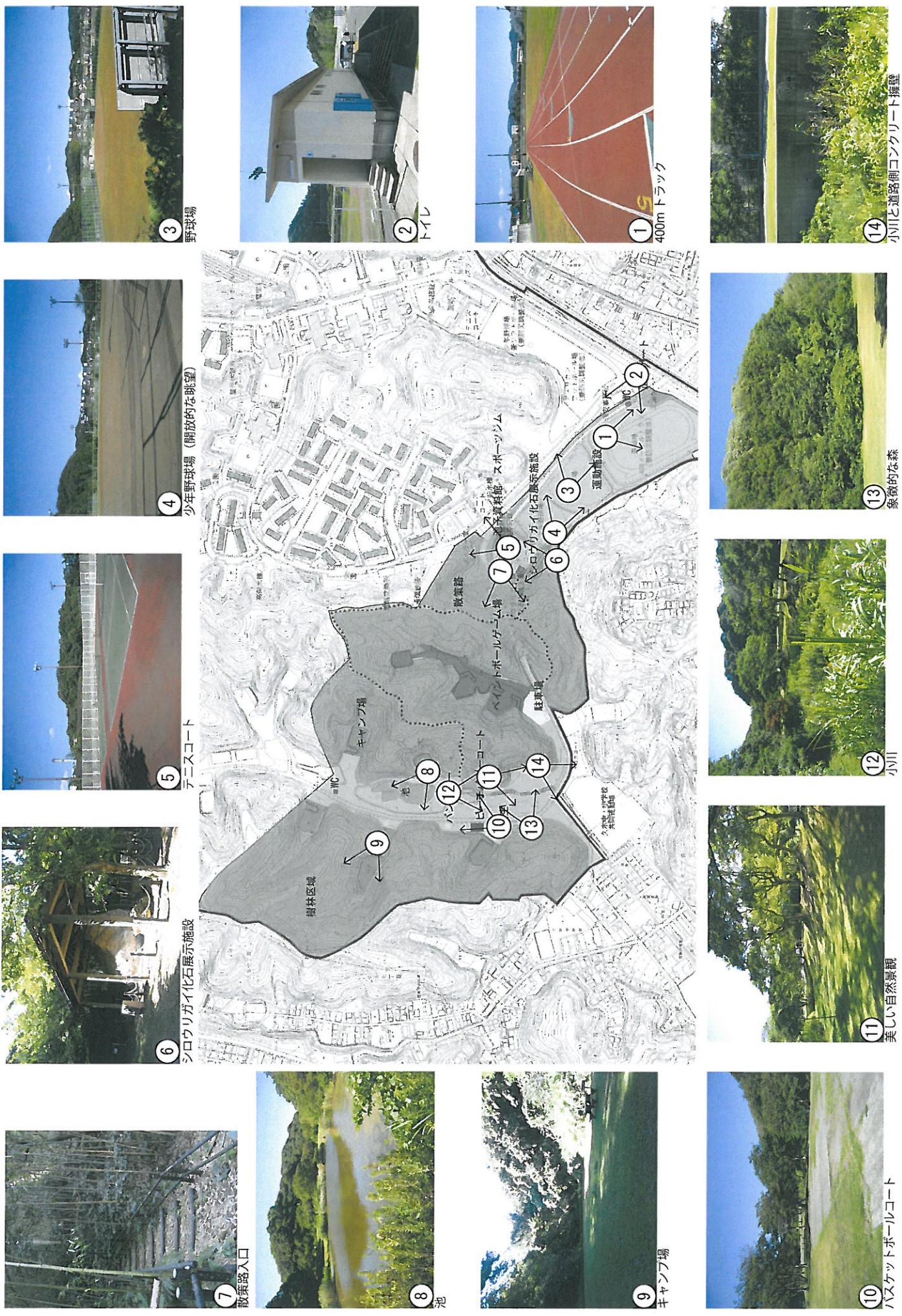
- ・運動場 400mトラック :6レーン、夜間照明スタンド8基、  
移動型観客席(50人)2台、  
公衆トイレ1箇所
- ・野球場 :夜間照明スタンド8基、ダッグアウト、  
スコアボード、移動型観客席(50人)2台
- ・少年野球場 :夜間照明スタンド8基、ダッグアウト、  
スコアボード、移動型観客席(50人)2台
- ・テニスコート :ハードコート3面、夜間照明スタンド8基
- ・キャンプ場 :ソーラー型夜間照明2基、キャンプファイ  
ヤー場2箇所、ビーチバレーコート1面、そ  
の他(キャンプ場広場の一部 4,500 平方メ  
ートルを広域避難場所として市が指定して  
いる)
- ・池子遺跡群資料館 :資料館(2,3階)スポーツジム(1階)  
(管理棟)
- ・シロウリガイ類化石展示施設 :上屋1棟
- ・駐車場 :運動場 400mトラック～少年用野球場の間  
に 70 台程度、スクールバス駐車場に 30  
台程度

敷地踏査マップ



出典：逗子市

## 2) 敷地現況写真



### 3. 基本計画

#### (1) 基本計画(コンセプト)

##### 1) 基本方針

計画地は、市街地近くに残された貴重な自然が存在すると共に、既に運動施設等も整備されていることから、都市公園法における総合公園として開設することをめざして、次のように公園計画のテーマを設定します。

##### <テーマ>

##### 『森と水、光と風、憩いとふれあいの自然公園』

このテーマに基づき、計画地を公園として整備するに当たり、以下の5つの基本的な方針を設定しました。

##### <基本方針>

###### ① 森林を保全・活用し、自然とふれあえる憩いの空間をつくります。

公園整備では、基本的に自然環境には手を加えないこととしますが、自然を大切にする気持ちが養えるよう、「池子の森」を体験できる整備を行います。

- ・ 将来に引き継ぐ自然として保全を図ります。
- ・ 自然観察などの体験的な学習を通して、自然への理解を深められるようにします。
- ・ 自然にふれることにより、動植物を大切にする気持ちを養えるようにします。
- ・ 緑地での散策やレクリエーション等、世代を通して憩える空間をつくります。

###### ② 既設の施設を活用し、市民がスポーツやレクリエーションができる空間をつくります。

既設の運動施設を活用しながら、新たな施設の整備も行い、市民が様々なスポーツやレクリエーションができるようにします。

③ 市の歴史を学び、郷土への理解を深める空間をつくります。

池子遺跡群資料館を整備、活用し、埋蔵文化財などを展示するとともに、埋蔵文化財などを通して市の歴史を学べるようにします。

④ 市民と米軍家族が互いに理解を深められるような空間をつくります。

公園としての共同使用により、市民と米軍家族がさまざまな活動を通して交流を深め、より良好な関係を築けるような空間とします。

⑤ だれもが安全・安心に利用できる空間をつくります。

バリアフリーに配慮した整備を行います。また、使いやすい公園となるよう必要な施設等を整備します。

この基本方針を具現化するために、公園の設計方針として、今後以下の項目に沿って、公園整備を検討してゆきます。

- (1) 森林および水系(池、流れ)は原則保全します。
- (2) 自然環境を保全しながら、自然学習の場として整備します。
- (3) 芝生が広がる谷部では、現状を活かして、野外活動の場となる芝生広場や、青少年のための活動施設等を整備します。
- (4) 散策路は、現状を活かしながら整備します。
- (5) 子どもたちの遊び場となる広場を整備します。
- (6) 既存の運動施設を活用するとともに、新たにアーチェリー場を整備します。
- (7) 文化財の展示や収蔵ができる施設を整備します。
- (8) 公園の出入り口や、駐車場・トイレ等を整備します。
- (9) バリアフリーに配慮して整備します。
- (10) 広場等は災害時等に有効に活用できるように整備します。

## 2) ゾーニング

ゾーニングとは、公園内の場所の特徴や性格に応じてエリアを分けることです。

公園を5つのエリアに区分し、それぞれのエリアの性格や使い方に応じて、整備の方針を次の通り定めます。

### ①スポーツエリア

既存の運動施設を活かした、スポーツ活動の場とします。また、このエリア内に位置する池子遺跡群資料館（既存）に隣接して、同資料館の機能を強化するための文化財展示収蔵施設を整備します。

### ②レクリエーションエリア

豊かな自然環境の中で、からだを動かすレクリエーションの場として、子ども遊び広場やアーチェリー場を整備します。

### ③自然観察エリア

現況の環境を保全し、来園者が自然観察を通じて自然に親しむ場とします。また、利用上最小限必要な施設として、休憩所、自然観察施設、青少年が野外活動を通じて体験学習ができる施設を整備します。

レクリエーションエリアに比べて、このエリアはより自然環境の保全を重視した自然観察を通じた学習の場とします。

### ④森林保全エリア

既存の森林は、貴重な財産であり、原則として現況が維持されるよう管理を行い、自然環境の保全を図ります。

このエリアは、池子の森の中で最も重要度が高く、現況のまま保全します。

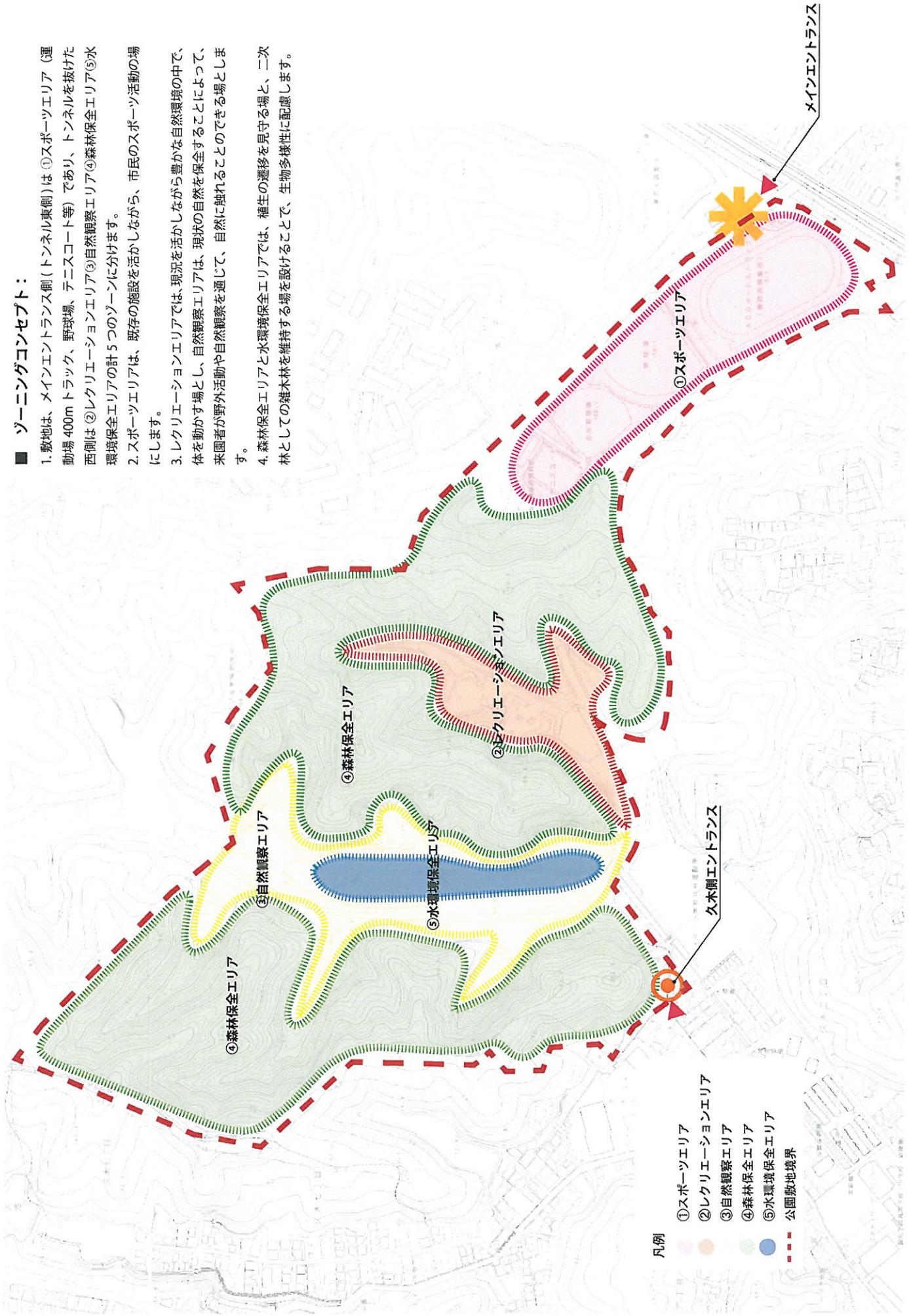
### ⑤水環境保全エリア

このエリアは、計画地内の中心となる水系として、池と流れが存在しており、この水環境を残すことで、水と緑の調和が一段と深まります。そのため、既存の池及び流れは、原則として現況を保全します。

圖二二一

ゾーニングショッピングモール

1. 敷地は、メインエントランス側（トンネル東側）は①スポーツエリア（運動場 400m トラック、野球場、テニスコート等）であり、トンネルを抜けた西側は②レクリエーションエリア③自然観察エリア④森林保全エリア⑤水環境保全エリアの計5つのゾーンに分けます。
  2. スポーツエリアは、既存の施設を活かしながら、市民のスポーツ活動の場にします。
  3. レクリエーションエリアでは、現況を活かしながら豊かな自然環境の中で、体を動かすとし、自然観察エリアは、現状の自然を保全することによって、来園者が野外活動や自然観察を通じて、自然に触れることのできる場とします。
  4. 森林保全エリアと水環境保全エリアでは、植生の遷移を見守る場と、二次林としての雑木林を維持する場を設けることで、生物多様性に配慮します。



### 3) 動線計画

基本計画の検討に当たって、自動車や歩行者の動線（動き）を検討しました。

#### ① 公園エントランス

公園に入りするためのメインエントランスは、既存の池子側（東側）エントランスとします。また、久木側（西側）エントランスを、久木中・小学校共同運動場に隣接する場所に整備します。久木側（西側）エントランスは、自転車及び歩行者のみの通行を想定しています。

#### ② 自動車動線

自動車は、池子側（東側）のメインエントランスから入園し、メインエントランスからトンネルを抜けた先の駐車場までの利用とします。

#### ③ 自転車動線

自転車の動線は原則として自動車動線に準じます。ただし、久木側（西側）エントランスから入園した自転車の動線は、久木側（西側）駐輪場までとします。

#### ④ 歩行者動線

歩行者は、両エントランスから、公園内の各施設まで自由に通行が可能です。

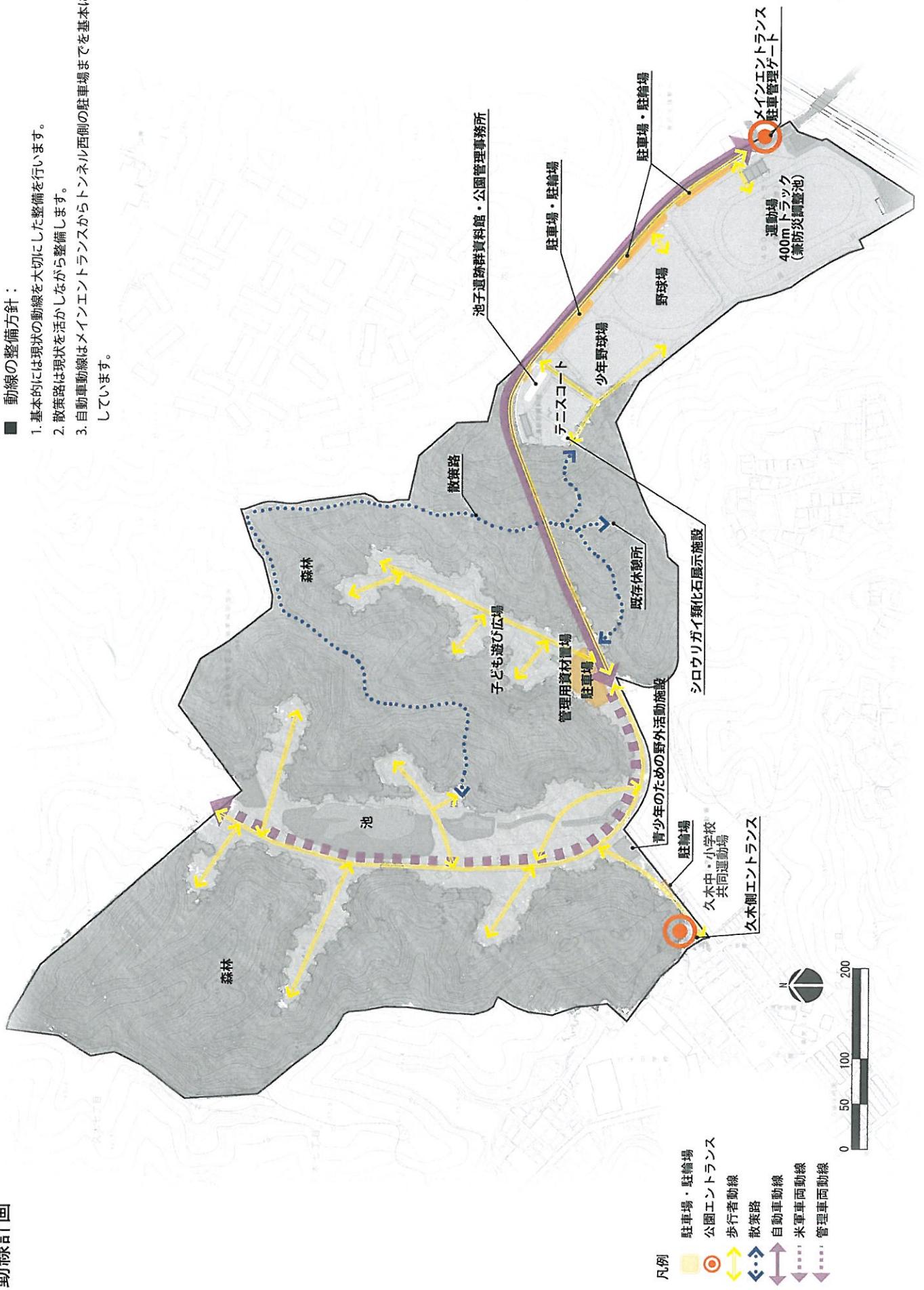
ただし、森林保全エリアでは、利用者の安全や、自然環境保全のため、散策路以外の通行を禁止します。

また、水環境保全エリアも同様に、進入を禁止します。ただし一部水面に近付けるよう整備する場所を検討します。

## 動線計画

### ■ 動線の整備方針：

1. 基本的には現状の動線を大切にした整備を行います。
2. 散策路は現状を活かしながら整備します。
3. 自動車動線はメインエントランスからトンネル西側の駐車場までを基本にしています。



## (2) 施設計画

公園施設の詳細については、今後の基本設計、実施設計等の中で、改めて検討していくますが、主な施設は次の通りとします。

### 1) 運動施設

既存の運動施設は、原則として現況のまま利用しますが、必要に応じて改修等を検討します。

#### ① 運動場 400mトラック

市内には 400m トラックが他にないので、今後多くの市民の利用が期待できます。なお、施設の整備に当たっては、調整池を兼ねていることを考慮して検討します。

- ・ 400m トラックは、将来、改修を検討します。
- ・ 日陰を作るシェルター又はパーゴラなどの整備を検討します。
- ・ 走り幅跳びや棒高跳びなどのフィールド競技の利用について、整備を検討します。

#### ② 野球場、少年野球場

野球場及び少年野球場は、ダッグアウト、スコアボード、移動式観客席などの既存施設を活用し、現況のまま利用します。

#### ③ テニスコート

3面のハードコートが整備されていますが、表層面は劣化し、また休憩施設などもないため、必要な整備を検討します。

- ・ 表層面の改修を検討します。
- ・ ベンチや日除けなどの休憩施設の整備を検討します。

### 2) 池子遺跡群資料館、文化財展示収蔵施設

池子遺跡群資料館の2階、3階部分を、展示・収蔵スペースとして利用していますが、スペースが不足しています。また、市内各所に分散保管されている出土品等を集約し、展示・収蔵するための施設が必要であることから、新たに文化財展示収蔵施設の整備を検討します。

<文化財展示収蔵施設の概要>

構造 : 鉄筋コンクリート造 3階建  
1階施設 : エントランスロビー、展示スペース、事務室、トイレ、研修室、書庫、図書閲覧室など  
2階施設 : 収蔵施設  
3階施設 : 収蔵施設  
その他 : エレベーター、階段  
池子遺跡群資料館とは、渡り廊下で連絡  
既存の池子遺跡群資料館内のスペースは、作業室、書庫、収蔵スペースとして活用

3) 公園管理事務所

池子遺跡群資料館の1階は、公園管理事務所として改修します。  
また、建物外部から出入りできる既存のトイレについては、バリアフリー化します。

4) 青少年のための野外活動施設

自然観察などの野外活動の拠点となる施設の整備を検討します。特に、将来を担う青少年が公園内の自然環境を学習し、より身近に感じられる施設を目指します。

<青少年のための野外活動施設の概要>

構造 : 木造平屋建（自然環境に調和する外観）  
主な施設 : 公園ビジターセンター（特に自然環境についての情報発信）、研修室、事務室、炊事場、トイレ、倉庫等  
その他 : 電気、水道、ガス、電話等は、久木地区より引込み、汚水排水は、久木地区の公共污水管へ接続します。

## 5) 子ども遊び広場

子ども遊び広場は、遊具が整備された遊び場ではなく、自然の中で子どもたちの自由な発想で遊ぶことのできる遊び場（プレイパークなど）を想定します。

そのため、子ども遊び広場の事務所（倉庫、トイレ等を含む）の整備を検討します。

## 6) アーチェリー場

これまで、市民からアーチェリー場の整備が望まれており、設置場所について検討しました。アーチェリー場は、基本的に芝生のフィールドであり、自然環境に大きな影響を与えません。またレクリエーションエリアの谷部の最奥部であれば、充分な射的距離をとっても他の公園利用に対して影響が少なく、安全確保もしやすいことから、アーチェリー場の整備を検討します。

### <アーチェリー場の概要>

射的距離	: 最大 70m
横幅	: 約 20m
安全対策	: 谷の奥に向かって射的する。周囲の谷部斜面は立入禁止とし、必要な安全ネット等の設置を行う。

## 7) ドッグラン

この公園は、既存の自然環境保全を第一に考慮する自然公園の側面と、誰もがペットの散歩も含め利用できる一般的な市街地内の公園の側面を併せ持っています。計画地の自然環境保全とペットを伴う公園利用の両方を満足させるため、ドッグランの整備を検討します。

ドッグランの設置により、スポーツエリアとドッグラン以外でのペットを伴う利用を禁止することを検討します。必要なドッグランの規模及び運用形態については今後具体的に検討します。

## 8) 芝生広場、池及び小川

### ① 芝生広場

既存の芝生広場は、現況のまま芝生の広場とし、来園者の憩いの場として利用します。なお、谷部に広がる芝生広場の北半分（池の周辺及びその北側）は、現況の芝生より草丈を高く管理する“草地広場”を検討します。

計画地の現況の自然環境において、不足している草地環境を増加させることで、計画地に森林、草地、水辺の環境を整え、計画地の自然環境をより豊かにすることを検討します。

また、池（特に池の北半分）の周辺を草地広場とすることにより、水鳥等の水辺の生態系を良好に維持していきます。

### ② 池及び小川

池及び小川は原則保全し、生育環境や水質を守ります。

そのために、できるだけ池や小川に来園者が近づけないような工夫を検討します。ただし、計画地の自然環境に親しみ自然学習の場として、池の南端部に観察用のデッキの整備を検討します。デッキの整備に当たっては、自然環境に配慮し、生き物（特に野鳥）への影響が最小限となるよう位置や形状を検討します。

また、池に飛来する野鳥観察の場の整備を検討します。

## 9) 散策路

シロウリガイ類化石展示施設の前から西側の谷の池まで、尾根の稜線に沿って散策路（ハイキングコース）が整備されており、既存の森林を観察しながら散策できるコースとなっています。

散策路は、既存の施設ができるだけ活用し、利用する方針です。

なお、安全上新たに手すりの設置が必要な場所や、既存の木道・手すりなどで利用上改修が必要な部分があることから、安全対策を実施した上で利用します。

## 10) 駐車場、駐輪場

駐車場は既存の駐車場を活用し、その一部に駐輪場を整備します。また、久木側（西側）エントランス付近にも、駐輪場を整備します。

## 11) その他の公園施設

トイレ、園路などの公園施設については、安全やバリアフリーなどに配慮し、必要な整備を行っていきます。